

人にとって問題のあるクマとはどのようなクマか？  
 人や、人の所有物などに対するクマのふるまい方で  
 その有害性を区分する「ヒグマの段階区分」について

知床半島ヒグマ保護管理方針では、対象地域をゾーニングするとともに、ヒグマの行動から判断される段階を規定し、各ゾーンの特長や出没個体の人に対する危険性に応じた対策を展開することを管理の基本方針としている。

つまり人や人の財産などに対するヒグマのふるまいによってその危険性を判断し、段階を決定することになる。ただし、各行動から判断される段階に対する人の許容度はゾーンによって異なることから、その対応もまたゾーンごとに異なる。このため、同じ段階に区分されたヒグマへの対応が、ゾーンによって異なる場合もある。

ヒグマの段階は大きく分けて次の 2 つの視点から区分した。

① 人に対するヒグマの行動

- ② 生ゴミや農作物など人為的な食物を採食することに条件付けされている（味をしめている）ことの有無、あるいは、農作物や家屋など人の財産・所有物に対する加害・侵入・略奪などのヒグマの行動

注) 条件付けされているか否かの判断は難しいため、人為的食物的採食が確認できた場合は、条件付けされていると想定して取り扱うものとする。

①は以下の基準で 3 つに区分

- i. 人を避ける一人との遭遇を積極的に避け、仮に遭遇してもヒグマの方から逃げて行く。
- ii. 人を避けない一人との遭遇を気にせず遭遇しても慌てて逃げていくような行動が見られない。
- iii. 人につきまとう、または積極的に人を攻撃する

②は以下の基準で 2 つに区分

- I. 人為的食料（生ゴミや農作物など）を食べていない、また人の財産・所有物に実害を与えていない。
- II. 人為的食料を食べた、あるいは農作物や漁獲物、人の財産・所有物に実害を与えた。

これらを基に以下の 4 段階にヒグマの段階を区分した。

行動段階の判断は出没時点の行動によるもので、同じ個体でも行動段階区分は変わり得る。

段階	有害性	人に対するヒグマの行動	人為的食料の採餌や、人の財産・所有物に対するヒグマの行動
段階 3	大	iii.	I 又は II
段階 2	▼	i 又は ii	II
段階 1		ii	I
段階 0		小	i